

令和 7 年度都区財政調整協議まとまる

～特別区の配分割合を 55.1%から 56%に変更～

財調協議の概要

◆協議の特徴

昨年の 12 月 2 日から始まった令和 7 年度都区財政調整協議は、本年 2 月 3 日の都区協議会において都区合意に至りました。

今回の協議は、物価高騰による経済への影響等、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが困難な中での協議となりました。

また、特別区における児童相談所の設置は、都と特別区の役割分担の大幅な変更に該当するため、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう、都区間の配分割合を見直すという、非常に重要な協議でした。

配分割合の見直しについては、令和 5 年度財調協議の結果、令和 4 年度の協議を継続することとなり、都区のプロジェクトチームでの議論を踏まえ、今年度の協議に移行することとなりました。

しかしながら、協議では、都区の考え方に相違があり平行線となり、その後、都から、別紙 2「〇 都区間の配分割合等の変更」の追加提案が示されました。

これに対し区側は、第 4 回財調幹事会において、「区側の考え方については、第 3 回幹事会までに申し上げてきたが、これまでの検討経緯や区長会における議論の結果、配分割合の変更と特別交付金の引き上げをセットとして、受け入れると整理されたことを踏まえ、都案について了承したい。」とし、とりまとめられました。

また、配分割合の変更とセットとして、都から示された特別交付金の 6%への引き上げについて、区側から、「特別交付金の割合が 6%に変更になることを踏まえ、今年度に協議した事項も含め、次年度に早急にルール作りを行うことが必要だ。」と発言しました。これに対し都側は、「特別交付金の算定ルールは、都区で議論を積み重ね合意したものであり、都はそのルールに則って適切に算定していることから、透明性・公平性の確保の観点からも、問題はないと考えているが、算定ルールについて、都区で議論を行うことは、異論はない。」という発言がありました。

特別区相互間の財政調整について、区側は、現在の社会経済状況に応じた対応を図るため、昨年度に引き続き、既算定経費の見直しを行い、新規・充実の提案に加え、改善項目を整理し提案を行うなど、特別区間で自主的に調整した内容を基本に整理すべく協議に臨みました。

協議の結果、自治体システム標準化経費など、一部の事項については協議が整いみえませんが、投資的経費の見直しなど、23 区間で主体的に調整して提案した事項については、多くの事項について算定に反映することとなりました。

引き続きの課題である都区財政調整上の諸課題のうち都市計画交付金については、今回も都側から前向きな見解や、明確な回答が示されず、踏み込んだ議論とはなりませんでした。

諸課題については、来年度以降引き続き協議を行い、解決を目指していくこととなります。

なお、1月31日発表の都の令和7年度予算案では、都市計画交付金が前年度予算から100億円増額され、300億円となりました。

令和7年度財調フレーム協議

◆財源見直し

財調交付金の財源となる調整税等は、市町村民税法人分が増となったことなどにより、2兆3,115億円、今年度と比べ、1,222億円、5.6%の増となりました。

財調交付金総額は、1兆2,983億円、6.8%の増となりました。

基準財政収入額は、特別区民税の増などにより、1兆5,097億円、今年度と比べ、1,275億円、9.2%の増となりました。

基準財政需要額は、各区の実績を踏まえた算定項目の充実や改善を行った結果、2兆7,301億円、今年度に比べ、1,927億円、7.6%の増となりました。

◆主な課題の協議結果

個別の課題については、以下のような協議が行われました。

○投資的経費の見直し（建築工事）

建築単価について、特別区の実態に見合うよう、各区決算額を踏まえた設定に見直すとともに、今後見込まれる需要等を上乘せして提案しました。あわせて、一部施設について、長寿命化を踏まえた年度事業量の改定を提案しました。また、改築及び改修単価については、各区予算単価の上昇率に基づき毎年改定されるよう、物騰率の算出方法を改めることを提案しました。

これに対し都側は、各区の決算を基礎とした単価設定は妥当ではなく、客観的な指標である「東京都標準建物予算単価」を用いた現行モデルを改良する形で見直すべき、また、単価以外の提案内容については、令和5年度財調協議で提起した課題の検証が十分な水準には至っていないという見解を示しました。

このため、区側は、都側の意見を踏まえ、「東京都標準建物予算単価」に記載されている、特別区の実態として普遍性が見られる工種や、今後見込まれる需要を含めた検証を行い、その結果、新たにZEB化費用など、今後見込まれる需要を反映することで、単価の乖離もある程度改善できることから、現行モデルの単価を最新のものに更新し、各種補正などを追加した改良モデル単価を設定しました。また、標準事業規模については、都側の意見を踏まえ、メニューごとの分析を実施して精査を行い、改めて設定した結果、区側修正案に沿って整理することとなりました。

投資的経費の見直しは、平成25年度財調協議以来となる大規模な見直しとなりました。

なお、普通交付金の財源を踏まえた対応として、公共施設改築工事費の臨時的算定を行うこととなりました。

令和 6 年度財調再調整協議

市町村民税法人分の増などにより、追加需要算定可能額は最終的に 7 1 1 億円となりました。

協議の結果、公共施設 L E D 灯切替事業費、児童手当給付事業費、私立保育所施設型給付費等、国民健康保険事業助成費（出産育児一時金）、予防接種費（B C G）、予防接種助成事業費（男性 H P V）、予防接種助成事業費（小児インフルエンザ）、予防接種費（新型コロナウイルス）、商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分））、【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費、標準給等の見直し、勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し、首都直下地震等に対する防災・減災対策としての公共施設改築経費、義務教育施設の新築・増築等経費の起債充当除外の追加算定が行われることになりました。

第 2 回都区協議会

以上の協議結果を踏まえ、2 月 3 日に開催された都区協議会において、最終的に合意されました。

会議の席上、区側委員を代表して吉住健一特別区長会会長が発言した内容は別紙 3 のとおりです。

都区協議会の詳細については、下記ホームページにて、録画映像の視聴が可能です。

<https://www.youtube.com/watch?v=gTWyaJ4ByLI>

令和 7 年度都区財政調整（フレーム対比）

（単位：百万円、％）

区分		令和 7 年度 当初見込ア	令和 6 年度 当初見込イ	差引増△減 ウ＝ア－イ	増減率 エ＝ウ／イ
調整税等	固定資産税	1,515,905	1,476,991	38,914	2.6
	市町村民税法人分	697,861	622,257	75,604	12.1
	特別土地保有税	10	10	0	0.0
	法人事業税交付対象額	97,720	89,981	7,739	8.6
	固定資産税減収補填特別交付金	37	128	△ 91	△ 71.1
	計(A)	2,311,533	2,189,367	122,166	5.6
交付額	(A)×条例で定める割合(※1)	1,294,458	1,206,341	88,117	7.3
	精算分	3,822	9,668	△ 5,846	－
	交付金総額(B)	1,298,280	1,216,009	82,271	6.8
	(B)×条例で定める割合(※2)	1,220,384	1,155,208	65,176	5.6
基準財政収入額(C)		1,509,674	1,382,196	127,478	9.2
内訳	特別区民税	1,078,926	951,890	127,036	13.3
	地方消費税交付金	251,965	232,348	19,617	8.4
	その他	178,783	197,958	△ 19,175	△ 9.7
基準財政需要額(D)		2,730,058	2,537,405	192,653	7.6
内訳	経常的経費	2,185,005	1,912,374	272,631	14.3
	投資的経費	545,053	625,030	△ 79,977	△ 12.8
差引(D－C)		1,220,384	1,155,208	65,176	5.6

※1令和7年度…56%、令和6年度…55.1%

※2令和7年度…94%、令和6年度…95%

都区財政調整協議会のまとめ

○ 都区間の配分割合等の変更

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みである。

都と特別区は、大都市東京を共に支えるパートナーであり、都は、鉄道・道路ネットワークなどのインフラ整備、無電柱化の推進や調節池等の整備による強靱化、産業力の強化、ゼロエミッションに向けた先進的な取組など、ハード・ソフト両面において東京の都市基盤や国際競争力を向上させる施策を行い、特別区は、住民を身近で支えるきめ細かいサービスにより、東京における地域生活を充実させる施策を行うことで、もって東京の持続的発展を実現していく。

都区の緊密な連携のもと、東京が新たなステージへと歩みを進めるに当たり、今後、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえ、いつ起こるとも知れない首都直下地震等に対し、備えを充実させていく。

児童相談所の運営に関する都区の連携・協力については、引き続き円滑に進めていく。

こうした点を踏まえ、特別区の配分割合を56%とし、併せて、災害対応経費等に充当される特別交付金の割合を6%に変更する。

本合意は、安定的に都区財政調整制度を運営し、東京の未来を共に創り上げるための合意であり、今後この合意のもと、都区の連携・協力を一層進めていく。

1. 新規算定

26項目

- 震災予防対策（防災普及広報等経費）（家具転倒防止器具設置助成事業費）
- 感震ブレーカー設置助成事業費
- 参集・安否確認システム維持管理費
- 行政手続デジタル推進経費
- 公共施設LED灯切替事業費
- テレワーク運営経費
- 安全安心まちづくり推進事業費（防犯カメラ維持管理費補助金）
- ひとり親家庭等生活向上事業費
- 高次脳機能障害者支援事業費
- 重層的支援体制整備事業費
- 高齢者補聴器購入費助成事業費
- 生活保護総務費（医療扶助オンライン資格確認等運営負担金）

	○放課後児童クラブ事業費及び区立保育所管理運営費 (医療的ケア児支援事業費) ○【投資】放課後児童クラブ新設費 ○予防接種助成事業費(男性HPV) ○予防接種助成事業費(小児インフルエンザ) ○予防接種費(新型コロナウイルス) ○予防接種費(五種混合) ○乳幼児健康診査費(3歳児視力屈折検査) ○地域公共交通会議運営費 ○【投資・態容補正】自転車走行空間整備事業費 ○【小・中学校費】学校給食費保護者負担軽減事業費 ○コミュニティスクール運営費 ○図書館管理費(電子書籍サービス事業費) ○パラスポーツ推進事業費 ○能登半島地震を踏まえた災害対応力強化経費(都区連携経費)
	2. 算定改善等 34項目 <算定充実> 15項目 ○区議会事務局運営費 ○障害者就労支援事業費 ○指導検査事業費 ○子ども医療費助成事業費 ○放課後児童クラブ事業費 ○私立保育所施設型給付費等 ○心身障害者(児)歯科診療事業費(歯科診療委託) ○環境施策推進費(低炭素型社会推進費) ○労働総務費(高齢者就労対策事業助成金) ○都市計画事務費(都市整備調査委託) ○【小・中学校費】学校運営費(教育用コンピュータ整備費) ○【小・中学校費】学校運営費(自動車借上等) ○教育相談事業費(いじめ・教育相談員及び適応指導教室指導員報酬) ○芸術鑑賞教室 ○スポーツ推進計画策定経費 <事業費の見直し> 5項目 ○生活扶助費(中国残留邦人等生活支援給付金) ○結核予防費(一般患者医療費) ○結核予防費(入院患者医療費) ○総務管理費(補償補填及び賠償金) ○【態容補正】排水場に要する維持管理費 <算定方法の改善等> 14項目 ○会計管理費(預金利子)

	○生活困窮者自立支援事業費 ○重度障害者福祉増進事業費及び老人福祉増進事業費 ○予防接種費（子宮頸がん） ○予防接種費（ロタウイルス） ○【単位費用】【態容補正】環境事業推進費（路上喫煙等巡回指導委託） ○最終処分委託料 ○建築行政費 ○放置自転車等対策事業費 ○【態容補正】自転車駐車場維持管理費 ○【小・中学校費】【単位費用】【密度補正】要保護準要保護児童生徒就学援助費 ○勤勉手当支給に伴う会計年度任用職員経費の単価の見直し ○定年引上げに伴う標準給の見直し ○【投資】投資的経費の見直し（建築工事）
3. その他 1 項目	
	<財源を踏まえた対応> ○公共施設改築工事費の臨時的算定

都区協議会における特別区長会会長発言要旨

今年度の都区財政調整協議は、物価高騰による経済への影響など、都区を取り巻く財政環境の先行きを見通すことが難しい状況下での協議となった。

今回の協議は、都区間の配分割合を見直すという、大変重要な協議であったと認識している。

本件は、令和2年度財調協議から、協議を行ってきた。令和5年度財調協議では協議が整わず、令和4年度の協議を継続することとなった。都区のプロジェクトチームでの議論を経て、今年度の協議に移行することとなった。

足掛け6年にわたる検討となったが、都区双方で真摯に協議を継続してきた。そうした積み重ねの結果として、合意に至ったと考えている。

次に、特別区相互間の財政調整については、投資的経費の見直しなど、区側提案の多くを反映することができた。

このように協議の取りまとめに至ったのは、都区双方の努力の成果だと考えている。

今なお続く、物価高騰の長期化への対応や安全・安心なまちづくり、また少子・高齢化対策など、取り組むべき喫緊の課題が山積している。

今回の合意により、都と特別区がこれまで以上に連携を深め、東京の未来を共に創り上げていかなければならないと考えている。

今後も引き続きの課題などについて、都区が真摯に協議を重ねながら、課題の解決に当たっていくことを期待して協議案を了承する。